

市町村農業振興地域整備計画の策定及び変更に係る道の同意基準

策定 平成28年4月15日 農調第70号
北海道農政部長通知

第1 市町村整備計画策定（変更）に係る知事の同意

1 知事の同意

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、市町村は、農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）を定め又は変更しようとするときは、同条第4項の規定により知事に協議しなければならないが、この場合、当該市町村整備計画のうち、同条第2項第1号にかかるもの（以下「農用地利用計画」という。）については、知事の同意を得なければならないとされている。

2 同意基準を定めることについての根拠等

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第250条の2において、都道府県の機関は、市町村からの法令に基づく協議の申出があった場合において、同意をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならないとされていることから、法第8条第1項の規定に基づく市町村整備計画のうち、同条第2項第1号に定める農用地利用計画（農用地区域の設定及びその区域内にある土地の農業上の用途の指定）について、同条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の知事の同意をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を、次のように定める。

本同意基準は、法、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年9月26日政令第254号、以下「令」という。）及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号、以下「規則」という。）の規定に基づき定めるものであり、その適用に際しては、法令の解釈等について示した農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号。以下「ガイドライン」という。）等関係通知を必要に応じ引用し判断するものとする。

第2 市町村が農用地利用計画を定め又は変更しようとするときの知事の同意の基準（形式的事項）

農用地利用計画を定め又は変更しようとして法第8条第4項の規定に基づく市町村から知事への協議があった場合、知事は、次について確認した上で第3に示す基準に基づき判断するものとする。

1 市町村整備計画の内容

市町村整備計画の案が法第8条第1項から第3項の規定に基づき定め又は変更されるものであること。

(1) 法第8条第1項の規定に基づき、知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域にある市町村において、その区域内にある農業振興地域について定められ又は変更される市町村整備計画であると認められること。

また、当該計画が令第3条及び規則第3条の2に規定する者の意見を聞いて定め又は変更されるものであること。

(2) 法第8条第2項第1号の規定に基づき農用地利用計画が定められていること。

また、農用地利用計画が、規則第4条の規定に基づき、

- ① 農用地区域に含まれる土地と含まれない土地との区別
- ② 農用地区域内の土地の農業上の用途区分

をあきらかにして定められているものであること。

- (3) 法第8条第2項第2号から第6号及び第3項の規定に基づき必要な事項が定められているとともに当該事項の内容に不足がないと認められるものであること。

2 市町村整備計画案の縦覧等手続

法第8条第4項の規定に基づき知事への協議を行おうとする市町村整備計画の案は、法第11条の規定に基づき次により縦覧等の手続を了したものであること。

- (1) 法第11条第1項の規定に基づき、市町村整備計画を定め又は変更しようとする旨を公告し、定め又は変更しようとする理由書を添え市町村整備計画の案を縦覧（公告の日の翌日から起算しておおむね30日間、ただし、最終日が市町村の休日である場合はその翌日まで）に供したものであること。

なお、公告に際し、市町村の住民にあっては同条第2項の規定に基づき市町村整備計画の案に対して意見の提出ができる旨、市町村整備計画の案の農用地区域内の土地の所有者等にあっては同条第3項の規定に基づき農用地利用計画の案に対して縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議の申出ができる旨の教示がされているものであること。

- (2) 法第11条第4項の規定に基づき、市町村への異議の申出があった場合は申出のすべてについて市町村の決定があり、かつ、同条第6項の規定に基づき、都道府県知事への審査の申立てがあった場合は申立のすべてについて知事の裁決があるものであること。
- (3) 国有地を含めて農用地区域を定め又は変更しようとするときは、当該国有地を所管する各省各庁の長の承認を受けているものであること。

第3 法第8条第4項の規定に基づき市町村が農用地利用計画を定め又は変更しようとするときの知事の同意基準（実質的事項）

農用地利用計画を定め又は変更しようとして法第8条第4項の規定に基づく市町村から知事への協議があった場合、知事が同意するか否かについては、第2の形式的事項を確認の上、次に示す基準に基づき判断するものとする。

1 市町村整備計画における一体性の確保等

市町村整備計画は、法第10条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に定め又は変更するものでなければならない。

また、

- (1) 法第4条第1項の規定に基づき知事が定める農業振興地域整備基本方針に適合する
- (2) 法第4条第3項に規定する法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれている
- (3) 当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して定められているものでなければならない。

2 市町村整備計画は、法第10条第2項の規定に基づき、市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即し定め又は変更するものでなければならない。

3 市町村整備計画を定め又は変更しようとする場合の農用地利用計画は、法第10条第3項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって同

項各号に規定する次に掲げるものにつき定めるものでなければならない。

- (1) 第1号に規定する集団的に存在する農用地。なお、集団的農用地の規模は令第6条に規定する規模（10ヘクタール）以上であること。
- (2) 第2号に規定する土地改良事業等の施行に係る区域内の土地。なお、同号に規定する土地改良事業は、規則第4条の3各号の要件を満たすものであること。
- (3) 第3号に規定する集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地。
- (4) 第4号に規定する法第3条第4号に掲げる耕作又は養畜の業務に業務のために必要な農業用施設の用に供する土地（農業用施設用地）であって、令第7条に規定する規模（2ヘクタール）以上のもの又は法第10条第3項第1号及び第2号に掲げる土地に隣接するもの。
なお、農業用施設については規則第1条各号に掲げるものとする。
- (5) 第5号に規定する、第1号から第4号のほか、当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地。

4 市町村整備計画を定め又は変更しようとする場合の農用地利用計画は、3に示す基準により設定した農用地区域内の土地において、法第10条第3項の規定に基づき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から、必要な限度において規則第4条の2第1項及び第2項に規定する以下の基準に従い区分する農業上の用途を指定するものでなければならない。

- (1) 第1項第1号イからニに掲げる次の土地の区分に従い指定する。
 - ① イの土地：法第3条第1号に掲げる土地のうち、耕作の目的に供される土地
 - ② ロの土地：法第3条第1号に掲げる土地のうち、主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
 - ③ ハの土地：法第3条第2号に掲げる土地
 - ④ ニの土地：法第3条第4号に掲げる土地なお、法第3条第3号に規定する保全利用施設については隣接する土地の区分に従い指定する。
- (2) 第1項第2号の規定に基づき、農用地区域内の土地を（1）の用途に供することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生じないように指定する。
- (3) 第2項の規定に基づき、地域の特性にふさわしい農業振興のために必要があるとして大規模な農業経営に適する土地その他の特別の土地の区分を設ける場合はアの用途をさらに細分したものとして指定する。

5 法第10条第3項各号の規定に基づき、農用地等及び農用地等とすることが適当として農用地区域に定められた土地であっても、同条第4項に規定による土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地その他令第8条各号に掲げる以下の土地は含まれないものとする。

- (1) 令第8条第1号に規定する国立研究開発法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第15条第6項及び国立研究開発法人森林総合研究所法附則第11条第3項の規定によりなお効力を有するとされた旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第21条第6項において準用する土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地。

なお、非農用地区域の土地について、土地改良施設用地又は農業用施設用地としてその

用地の確保と計画的な配置を図る場合等、地域の農業振興を図る上で農用地区域に含めることが適当と考えられる場合については、農用地区域から除外しないこととしても差し支えない。

- (2) 令第8条第2号に規定する優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた優良田園住宅の用に供される土地。

なお、農用地区域に含まれない土地は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項及び第5項に規定する協議が整ったものに限られる。

- (3) 令第8条第3号に規定する次に掲げる施設の用に供される土地であつて、当該土地を農用地等（法第3条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び同条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの。

① 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）等の法律第5条第1項に規定する実施計画に基づき、同条第3項第1号に規定する工業等導入地区内において整備される同項第4号に規定する施設

② 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第7条第1項に規定する同意基本構想に基づき、同法第4条第2項第3号に規定する重点整備地区内において整備される同法第2条第1項に規定する特定施設

③ 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第11条第1項に規定する同意基本構想に基づき、同法第7条第2項第2号に規定する重点整備地区内において整備される同項第4号に規定する中核的施設

④ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づき、同法第2条第2項に規定する拠点地区内において整備される住宅及び住宅地（同項の事業として整備されるものに限る。）、同条第3項に規定する産業業務施設並びに同法第6条第5項に規定する教養文化施設等

- (4) 令第8条第4号に規定する公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供される土地のうち、道路、鉄道等線的施設及び航路標識、灯台、信号のような特定地点に存する点的施設など、当該地への立地することがやむを得ず、農業的土地利用に支障を及ぼすおそれが少ない次に掲げる施設の用に供される土地。

① 規則第4条の4第1項第2号から第26号までに掲げる施設

② 規則第4条の4第1項第26号の2、同項第27号及び同項第28号（市町村整備計画において種類、位置及び規模が定められているものに限る）に規定する計画に定める施設

- 6 市町村整備計画のうち、法第8条第2項第6号の事項については、同号に規定する施設がその施設の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければならない。

- 7 市町村整備計画の変更は、法第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、法第12条の2の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときに遅滞なく行われるものでなければならない。

このため、市町村において、市町村整備計画の変更の必要が生じたとする明確な理由が示されるものであること。

なお、上記の変更理由による場合であっても、当該土地が、法第10条第3項各号に該当する場合は、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地となり、農用地区域からの除外は

できないこと。

8 7に示す市町村整備計画の変更のうち、既に山林原野化し、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、次のいずれにも該当する場合を除き、法第10条第3項に規定する「農用地等とすることが適当な土地」に該当するものとして、農用地区域からの除外はできない。

- (1) 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地
- (2) 当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下の①及び②のいずれにも該当する土地）
 - ① 周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地
 - ② 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

9 7に示す市町村整備計画の変更のうち、法第10条第3項各号に該当する土地について、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、その変更の必要が生じたとする明確な理由とともに、次に掲げる要件のすべてが満たされる場合でなければならない。

なお、法第15条の2第8項の規定に基づき国又は地方公共団体が農用地区域において開発行為をしようとする場合に知事との協議が必要となる施設（規則第35条各号）の用に供する土地については、同項の協議を了していなければ、法第13条の規定に基づき農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更はできない。

- (1) 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。
- (2) 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (3) 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (4) 当該変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- (5) 当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に規定する事業（土地改良事業等）の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。